

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月19日
【事業年度】	第71期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社チノー
【英訳名】	Chino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻谷 嵩夫
【本店の所在の場所】	東京都板橋区熊野町32番8号
【電話番号】	東京03(3956)2111(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理担当 斉藤 卿是
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区熊野町32番8号
【電話番号】	東京03(3956)2111(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理担当 斉藤 卿是
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第71期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主の方々に対する利益還元を経営の最重要政策として位置付けており、配当につきましては、収益状況に対応した配当を行うことを基本とし、配当性向の維持・向上を勘案して決定する方針を採っております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、1株につき7円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、研究開発活動や新技術・新商品開発投資及び新規事業など将来の企業価値を高めるための投資資金として有効活用するほか、自己株式の取得も弾力的に行って、1株当たりの利益や自己資本利益率を向上させてまいります。

(訂正後)

当社は、株主の方々に対する利益還元を経営の最重要政策として位置付けております。配当につきましては、1事業年度の配当回数は中間配当と期末配当の年2回を基本としておりますが、実施にあたっては収益状況や配当性向の向上(目標配当性向50%)を勘案して都度決定する方針を採っております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、1株につき7円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、研究開発活動や新技術・新商品開発投資及び新規事業など将来の企業価値を高めるための投資資金として有効活用するほか、自己株式の取得も弾力的に行って、1株当たりの利益や自己資本利益率を向上させてまいります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

①～④ <略>

⑤配当の決定機関

当社は、取締役会の決議により配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的は利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑥ <略>

⑦内部統制システムの整備の状況

<略>

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

①～④ <略>

⑤剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑥ <略>

⑦株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧内部統制システムの整備の状況

<略>